

別表第16 誘導灯及び誘導標識の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 誘導灯

ア 外箱及び表示面

(ア) 種類

所定の種類のものが適正に設置されていること。

(イ) 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

(ウ) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

(エ) 表示

適正であること。

イ 非常電源（内蔵型のものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

エ 点検スイッチ

変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

キ 信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 誘導標識

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

イ 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

ウ 採光又は照明

識別に十分な明るさがあること。

エ 表示面の輝度（高輝度蓄光式誘導標識に限る。）

劣化による輝度の減衰がないこと。

オ 設置場所の照度（高輝度蓄光式誘導標識に限る。）

十分な照度を確保していること。

カ ヒューズ類（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 結線接続（電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ク 電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。